

当日配布資料 I

加藤善正 岩手県生協連合会会長理事

被災者生活再建支援制度の拡充を求める署名運動推進協議会いわて結成会
(2014・9・11)

この運動の趣旨ならびに協議会結成にいたる経過報告と、取り組み方針

1. 現在の住宅再建に対する公的支援金の状況とコストアップが緊急課題

- ① 被災者生活再建支援法から、「基礎支援金」（すでに支払われている定額渡し切り支援金）＝100万円。
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」＝200万円。
- ③ 政府の災害復興予算（25兆円）の「復興交付金」を活用して、岩手県から100万円。市町村から100～300万円。
- ④ そのほか自治体により異なるが、バリアフリー補助金・県産材活用補助金・利子補給・道路や水道引き込み補助金などがある。
- ⑤ しかし、2重ローンの負担や宅地造成・確保の大幅遅れに加え、木材・コンクリート・鉄筋・ガス水道管・労務費などの大幅な値上がりにより、当初計画の20～50%のコスト負担が生じている。設計・建築関係の人手不足とこうした異常なコストアップから、着工に至らない被災者が続出している。

2. 「被災者生活再建支援法」は被災者・被災地をはじめ国民の運動で成立・拡充した

- ① 阪神淡路大震災（1995年1月17日）の被災者支援運動として、小田実氏などの個人や兵庫県知事・日生協・連合・労済連などの「国民会議」の提唱により、多くの都道府県でも「県民会議」が結成され、国民への保障を求める2500万筆の署名運動が展開された。全国の生協は約半数の1200万筆を集約した。
- ② 政府は「住宅は個人資産である。個人資産の形成に税金を使うのは資本主義経済システムに反する」としてこの切実な住宅再建の願いを否定した。しかし、被災者の切実な要求と国民運動の盛り上がりの中で、「議員連盟」ができ、「議員立法」として3年後の1998年に成立した。しかし当初は「住宅再建支援」ではなく「家財などの被害に対するお見舞金」として、100万円が支給されたに過ぎなかった。
- ③ その後、2004年の見直しにより、住宅再建や補修工事には適用されなかったが災害支援金は200万円に増額された。また、全国知事会の要請や鳥取県片山知事の「被災者の住宅再建を支援することは、地域コミュニティ再建という公共性のある施策だ」とする「県単独予算からの300万円支給」があり、見直しの機運が高まった。能登半島地震、新潟中越沖地震、台風11・12号など自然災害の発生も相次ぐ中、2007年に第2次改正が行われ、住宅再建や補修工事などにも使えるよう

になり、金額も上限300万円までに増額された。

- ④ 2011年の見直し時期には民主党政権であったが、見直しに着手する前に3・11の大震災が発災し、見直し委員会は「中間報告」に止まり公的負担の限界や自己責任論、共助（共済など）の必要性など両論併記され結論が見送られた。自民党内閣になり「被災者に対する国の支援のあり方に関する検討委員会」が内閣官房に設置されたが、見直し作業は宙に浮いている。この検討委員会に東日本大震災被災地で唯一選ばれた野田釜石市長によると、被災地・被災者の大きな住民運動がなければ、この制度の拡充は難しいとお聞きした。

3. 被災地の県民運動のために、東北6県生協連会長会議の呼びかけと県民運動の推進へ

- ① 1995年の一大運動の経験を持ち、被災者支援活動に全組織を挙げて取り組んできる生協陣営は、日本生協連の前向きな取り組みが未だ見られない中で、東北6県生協連合会の会長が協議を重ね、当面、被災地の生協が立ち上がり、声をあげて「被災者生活再建制度の拡充を求める署名運動」に最大限の力を挙げて取り組むことを決めた。岩手県生協連理事会もこの方針を積極的に展開することとし、すでに取り組みを開始した生協もある。
- ② しかし、生協組織だけでは県民運動として展開するには十分な広がりがないことから、県内で被災者支援活動に積極的な取り組みをされている多くの団体・組織を訪問し、ご一緒の署名運動を推進する協議会の結成を呼びかけた。協議会参加団体は別紙のとおりであるが、すべての団体からこの署名運動への賛同が表明され、何らかの協力をする旨が述べられた。
- ③ 9月11日に結成する「協議会いわて」に、当面正式に団体として参加することができないところも、署名運動をそれぞれの団体で可能な限り協力する旨の表明があり、運動の広がり如何では参加する団体が増えるであろう。
- ④ また、特に、商工業者の中には、商店や事業所を再建できても、近くの商圈に住宅が建ち消費者・住民が密度濃く形成されなければ、経営はすぐ危機に陥る危険性があると自覚する経営者も多い。自宅再建が難しい被災者のための災害公営住宅などの整備も急がれるが、やはり、個人住宅の再建がなければ「街づくり」が不十分に終わり、人口の減少にも歯止めがかからないと思う経営者が多い。
- ⑤ 一方政府は、災害公共事業や「国土強靱化のための公共事業」、東京オリンピックにむけた需要増大、円安によるコスト増大などを考慮して、事業者に対する「グループ補助金」の増額を決めた。急激なコストアップに対応するために、「60%を限度にグループ補助金の増額を行う」ことを決定し、実務の対応を自治体に指示した。
- ⑥ こうしたことから、個人住宅の再建の必要性、地方の住民・コミュニティの確保、人口減少への有効な手立て、急速な建設コストの増大に対する公的支援の拡充は、政治そのものである。まして、行政の都合による住宅再建の遅れもあつた中でコストアップは、行政の責任としてその増加部分を補填することが求められている。さらに、署名用紙の請願事項（4項目）はこれからの災害に対する政府の施策としても追求する。東日本大震災の被災地・被災者の切実な願い、実情を考慮すべきで

あり、自治体への「災害交付金」を増額するなどの手段を講じれば、住宅建設コストの急増に対する補填ができない筈がない。

4. 協議会での運動の柱は、岩手県 20 万筆達成と要請行動です。(全国目標は 100 万筆)

1) 世論を高めるために署名に取り組み、今年中の国会請願をめざします。(今年の臨時国会が難しい場合は、2015 年 1 月からの通常国会への提出を目標にします)

・署名目標：岩手県 20 万筆（東北 6 県では 60 万筆、全国 100 万筆）

・提出：今年中の臨時国会での提出をめざします。

(年内提出が難しい場合は 2015 年の通常国会)

2) 見直し論議が動き出すように、多くの団体とともに働きかけを強めます。

① 10 月の県議会請願、11～12 月の市町村請願の実施。

市長会や町村長会への要請。

⇒議会から、国に対し意見書の提出を請願します。

② 県選出国會議員への要請をして、拡充への理解を求めます。紹介議員をお願いし、県内・県外から集めた署名を国会へ提出します。

③ 被災者生活再建支援法を検討する関係省庁や組織への働きかけも行います。

「自然災害から国民を守る国會議員の会」(A) の議員への働きかけ

「自然災害被災者支援促進連絡会」(B) への働きかけ

「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」(内閣府) (C) への働きかけ